

第 4760 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2013年)平成25年 6月28日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

司法書士や税理士に報酬を支払うとき

Q：司法書士や税理士等に報酬を支払う場合、源泉徴収はどんな点に注意が必要ですか？

A：所得税と併せて復興特別所得税も源泉徴収しなければなりませんので、その点に注意してください。

【解説】

会社が、司法書士や税理士、弁護士などのような一定の有資格者に報酬を支払う際には、その報酬に係る所得税を源泉徴収しなければなりません。平成25年分からは所得税に併せて復興特別所得税も源泉徴収しなければなりませんので注意が必要です。なお、この場合の源泉徴収する税額は、次の算式で求めた金額です。これまで、報酬を手取額で決めていた場合には、復興特別所得税の額だけ源泉徴収税額が増えますので注意してください。

源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税額
 = 源泉徴収対象支払金額等 × 合計税率(%)

$$\text{合計税率} = \text{所得税率} \times 102.1\%$$

(例) 報酬が税引手取額で100,000円支払う場合

- ・ 支払金額(a)：100,000円 ÷ {100 - (10% × 102.1%)} = 111,370.9767円 (1円未満切捨)
→ 111,370円 (支払金額)
- ・ 源泉徴収税額(b)：111,370円 × 10% × 102.1%
= 11,370.877円 (1円未満切捨)
→ 11,370円
- ・ 差引支払額
(a) - (b) = 100,000円

